

令和 7 年分 (高知県)

評価倍率表（大規模工場用地用）

次表に掲げる倍率は、財産評価基本通達 22（大規模工場用地の評価）の(2)の定めにより大規模工場用地を評価する場合に使用するものです。

なお、複数の市区町村等にまたがって所在する大規模工場用地等の倍率については、その工場等の事務所、事業所等の所在地に掲載しています。

音 順	所 在 地 等				固定資産 税評価額 に乗ずる 倍 率	借 地 権 割 合
	市区町村名	町 名 又 は 大 字 名	丁 目 又 は 字 名 等	工 場 名 等		
あ	安 芸 市	—	—	全ての大規模工場用地	0.6 倍	50 %
こ	高 知 市	—	—	全ての大規模工場用地	1.0	50
	香 南 市	—	—	全ての大規模工場用地	1.0	50
す	須 崎 市	押 岡	—	全ての大規模工場用地	1.1	50
		下 分	—	全ての大規模工場用地	1.1	50
		桑 田 山	—	全ての大規模工場用地	1.4	50
な	南 国 市	篠 原	—	全ての大規模工場用地	1.2	50
		立 田	—	全ての大規模工場用地	0.7	50